

次期ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和4年3月31日

岐阜羽島衛生施設組合

< 目 次 >

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名	1
(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の目的	1
(5) 本施設の概要	1
(6) 事業内容	1
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	3
(1) 特定事業選定の基本的な考え方	3
(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価	3
(3) DBO方式で実施することの定性的評価	5
(4) 総合評価	5

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設

種類 一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

岐阜羽鳥衛生施設組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直

(4) 事業の目的

本事業は、「次期ごみ処理施設整備基本計画(改定版)」(令和2年3月)に基づき、岐阜羽鳥衛生施設組合次期ごみ処理施設の整備・運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
主要な施設	ア 本件施設 ・工場棟、管理棟、計量棟、スラグストックヤード棟(溶融を行う場合)、洗車場 ・構内道路、門扉、困障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 イ 関連施設 ・地域貢献施設、多目的広場
敷地面積	約 31,500m ²
施設規模	130 t / 日 (65 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働)
処理方式	ストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかの方式
処理対象物	一般ごみ(可燃ごみ) 可燃性粗大ごみの破碎ごみ し尿処理汚泥 災害廃棄物

(6) 事業内容

事業方式

本事業における施設の整備及び運営は D B O (Design Build Operate) 方式により実施する。

応募者のうち、落札者は、建設事業者として複合施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者として20年間にわたって、複合施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

事業期間

1) 設計・建設業務期間

契約締結日（令和5年3月下旬）から令和9年3月31日まで

2) 運営・維持管理業務期間

令和9年4月1日から令和29年3月31日まで

対象となる業務範囲

本事業における民間事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

1) 複合施設の設計・建設に関する業務

【複合施設の設計に関する業務】

(ア) 複合施設の設計

(イ) 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査

(ウ) 組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援

(エ) 組合が行うその他許認可申請支援

【複合施設の建設に関する業務】

(ア) 複合施設の建設

(イ) 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等

(ウ) 近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）

2) 複合施設の運営・維持管理に関する業務

(ア) 運転管理業務（関連施設利用料金の徴収、焼却残さ等の運搬、資源化等を含む。）

(イ) 維持管理業務

(ウ) 測定管理業務

(エ) 防災管理業務

(オ) 関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）

(カ) 情報管理業務

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じ、DBO方式で実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合、又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合において、本事業を特定事業として選定する。

選定は、次の項目を評価し、その内容について総合的評価を行う。

- ・組合の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO方式で実施することの定性的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価

財政負担見込額算定の前提条件

組合が本事業を自ら実施する場合及びDBO方式により実施する場合における財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表1 事業費の算定条件

項目	組合が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合	算出根拠
設計・建設業務に係る費用	・設計・建設費	同左	・それぞれの方式での事業者見積等をもとに設定
運営・維持管理業務に係る費用	・施設運営費 ・人件費 ・副生成物資源化費	同左	
資金調達に係る費用	・交付金 ・地方債 ・一般財源	同左	・交付金は循環型社会形成推進交付金を活用すると設定 ・地方債の充当率は、交付金対象事業費を対象に90%、交付金対象外事業費を対象に75%と設定し、償還期間は20年（据置1～3年）利率は起債の近年動向を踏まえて設定
支援業務に係る費用	・事業者募集業務費 ・設計・施工監理業務費	・事業者募集業務費 ・設計・施工監理業務費 ・運営モニタリング業務費	・契約額やコンサルタント見積等をもとに設定
その他経費	・なし	・保険料 ・SPC設立費 ・各種税金等	・事業者見積等をもとに設定
利用者収入	・利用者収入（ごみ手数料、関連施設利用料等）は、算定の範囲に含めない。		

組合が自ら実施する場合の運営・維持管理業務は単年度委託とする。

表2 VFM(1)検討の前提条件

項目	値	算出根拠
割引率(2)	0.332%	長期国債(10年物)の利回りの過去10年間平均値とする。
物価上昇率	-	物価変動は、リスク調整値として取扱うため物価上昇を考慮しない。
リスク調整値(3)	-	公表に際し、十分なデータが収集できないことから、民間事業者に移転するリスクは定性的評価とする。

- 1 VFM: Value for Moneyの略。組合が直接実施する場合とDBO方式で実施する場合の財政負担額の差額。
- 2 割引率: 将来の価値を現在の価値に換算する現在価値換算を行う際の利率(算出根拠は表3参照)
- 3 リスク調整値: DBO方式により組合から民間事業者に移転するリスクが、顕在化した場合にかかる費用を、組合が直接実施する場合のリスクに対応する費用として定量化した値。

表3 割引率の設定

年度	年度平均利回り(%)	平均値(%)
H23	1.0600%	0.332%
H24	0.7904%	
H25	0.6954%	
H26	0.4833%	
H27	0.2921%	
H28	-0.0451%	
H29	0.0502%	
H30	0.0582%	
R1	-0.0989%	
R2	0.0374%	

出典: 財務省 国債金利情報

財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、組合が本事業を直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算の上、比較した結果、組合の財政負担は、約2.3%の縮減が見込まれる結果となった。

表4 定量的評価結果

(税込)

項目	値	備考
組合が直接実施する場合	26,940,206 千円	現在価値換算
DBO方式で実施する場合	26,326,314 千円	現在価値換算
VFM(金額)	613,892 千円	-
VFM(割合)	約2.3%	÷

(3) D B O方式で実施することの定性的評価

本事業をD B O方式により実施する場合、組合の財政負担額削減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、次の定性的な効果が期待できる。

長期的な視点に基づく運営維持管理の質の向上

D B O方式で長期的かつ包括的に委託することで、民間事業者が運営期間全体を通じ、ノウハウを持った人材の継続雇用や長期的な視野での業務改善、効率的な調整等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

リスク分担の明確化による事業の安定性の向上

事業の実施に当たり、事故や金利の変更、物価、天災など、事前に予測できない不確定要素による事業の損失が発生する可能性について、あらかじめ組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより迅速かつ適切な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

民間事業者に移転するリスクの抑制

民間事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制や顕在時における被害額の抑制が期待できる。

(4) 総合評価

本事業は、D B O方式で実施することにより、約2.3%の縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等も期待できる。

したがって、本事業をD B O方式で実施することが適当であると認められるため、P F I法第7条に基づく特定事業として選定する。